

第 327 号丹波市商工会FAXレター

2021/5/12 発行

【飲食事業者向け】飲食店等に対する休業・営業時間短縮等の要請について
(兵庫県全域) <令和3年4月25日~5月31日>

種類	施設例	要請内容
飲食店 ※宅配・テイクアウトサービスは除く	飲食店(居酒屋を含む。)、喫茶店等 ※飲食店・喫茶店その他設備を設けて客に飲食をさせる営業が行われている施設	<ul style="list-style-type: none"> ■ 酒類又はカラオケ設備を提供する場合の休業 ■ 酒類及びカラオケ設備を提供しない場合の営業時間短縮(5時~20時)
遊興施設 ※食品衛生法の飲食店営業の許可・喫茶店営業の許可を受けている店舗	キャバレー、ナイトクラブ、ダンスホール、バー、カラオケボックス等	<ul style="list-style-type: none"> ■ 感染対策の徹底 ※感染対策の内容については、HPをご確認ください 〔特措法第45条第2項に基づく〕

※営業にあたっては、業種ごとの感染拡大予防ガイドライン(業種別ガイドライン)等に基づく感染防止の取組を行い、「感染防止対策宣言ポスター」を掲示すること

※ネットカフェ・マンガ喫茶等、夜間の長時間滞在を目的とした利用が相当程度見込まれる施設は対象外。ただし、入場整理の実施や、酒類提供・カラオケ設備使用の不可について協力依頼
(*)カラオケ店については、食品衛生法の飲食店営業・喫茶店営業の許可を受けていない店舗も要請対象

【休業等への協力金】事業規模(売上高)に応じた支給額 ※支給額は調整中

【見回りの実施について】営業時間短縮と感染対策の確認のため、店舗の見回りを実施。

【お問い合わせ先】

兵庫県休業・時短協力金コールセンター(協力金に関すること)
電話:078-361-2501 受付時間:平日 午前9時~午後5時

廃校施設の利活用に向けた※サウンディング型市場調査の実施について

(※サウンディング…直接対話による意見交換や提案把握すること)

丹波市では、市内の小中学校の統廃合が進むなか、空き校舎を活用した長期にわたり持続可能で、地域または地域経済の活性化に寄与する事業を求めているところです。ついては、廃校の有効活用に向けた検討にあたり、事業者から広く意見や提案を求め、有効活用策を把握するとともに、廃校活用の市場性があるかどうかを把握するため、サウンディング型市場調査を実施し、事業者の公募につなげます。

【対象施設】

旧遠阪小学校(丹波市青垣町山垣1167番地) / 旧芦田小学校(丹波市青垣町田井縄371番地)
【特別教室棟のうち1階:家庭科室、2階:音楽室、準備室、理科室、図工室】

👉 サウンディングのスケジュール・実施要領・様式等はこちら 👈

<https://www.city.tamba.lg.jp/soshiki/gyouseikeieika/sounding.html>

【問合せ】丹波市役所 財務部 資産活用課 財産活用係 担当:若狭・上田 Tel:0795-82-0029

第 327 号丹波市商工会FAXレター

2021/5/12 発行

緊急事態宣言の影響緩和に係る **一時支援金** 受付開始に関するお知らせ

2021年1月に発令された緊急事態宣言に伴う飲食店の時短営業や不要不急の外出・移動の自粛により、売上が50%以上減少した中小法人・個人事業者等の皆様に、「緊急事態宣言の影響緩和に係る一時支援金」(一時支援金)が給付されます。**※時短営業協力金の支給対象の飲食店は給付対象外です。**

【対象者】※下記、①・②いずれにも該当していること

①緊急事態宣言に伴う飲食店時短営業又は外出自粛等の影響を受けていること

②2019年比又は2020年比で、2021年の1月、2月又は3月の売上が50%以上の減少

給付額	2020年又は2019年の対象期間の合計売上÷2021年の対象月の売上×3ヶ月	
	中小法人等：上限 60万円	個人事業者等：上限 30万円
対象期間	1～3月	
対象月	対象期間から任意に選択した月	

【申請受付期間】

2021年3月16日(火)～5月31日(月)

【商工会窓口受付期間】

3月16日(火)～5月31日(月) ※毎週火・木曜の事前予約制

【申請手順】

①申請ID・パスワードの取得⇒②必要書類の準備⇒③商工会へ事前相談の来館予約⇒④商工会職員による書類確認⇒⑤一時支援事務局WEBサイトから申請

【必要準備書類】

① **本人確認書類／履歴事項全部証明書** (中小法人等のみ)

② 収受日付印の付いた**確定申告書の控え** (2019年1月～3月及び2020年1月～3月までをその期間に含む全てのもの)

③各月の売上台帳、請求書、領収書などの**帳簿書類** (2019年1月から2021年対象月分)

④ **通帳** (2019年1月以降の事業の取引を記録しているもの)

⑤ 「**宣誓・同意書**」 (代表者又は個人事業者等本人の自署)

⑥ 「**一時支援金に係る取引先情報一覧**」

※ (⑤・⑥は事務局のWEBサイトからダウンロード) <https://ichijishienkin.go.jp/>

※申請に際しての丹波市商工会からのお願い※

★完全予約制となっておりますので、事前に必ず相談日の予約をお取りください。

★事前にアカウントの申請・登録をお願いいたします。

★事前確認に必要な書類の準備を前もってお願いいたします。

★丹波市商工会本所にて窓口の対応となります。お電話での確認は受付けておりません。

【一時支援金事務局】URL：<https://ichijishienkin.go.jp/> TEL：0120-211-240

IP電話等からのお問い合わせ先：03-6629-0479 (通話料がかかります)

【給付対象や保存書類に関するご質問】

緊急事態宣言の影響緩和に係る一時支援金質問フォーム

URL：<https://emotion-tech.net/xOIE58n2>

【問合せ】丹波市商工会 0795-82-3476